

2005年9月21日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 吉沢 邦雄

要 請 書

「あらゆる分野に安心・安全を確保する思想を貫くこと」「県庁を優れた経営体にする事」「県庁を一番のサービス産業にすること」の三つの哲学に基づき、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものであります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものがむくわれる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成18年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

要請項目 6分野 18項目

総合経済・産業政策

1．企業誘致大作戦を促進するため、県内企業の他県への流出防止とともに新たに国内外の外資系企業も含めた企業誘致拡充に向け、県内企業動向の情報収集の強化と企業誘致PRなどの情報提供を積極的に行うこと。

要請の根拠

日本経済の低迷により国内から海外への事業所移転が続いており、埼玉県においても他県へ工場が流出（経済産業省工業立地動向調査・平成15年は流出件数5件）している。

景気が回復傾向に進む中、県内の産業振興と雇用の創出をはかり税収の確保をめざすため、国内外の設備投資の旺盛なメーカーや外資系企業への積極的な企業誘致活動とともに、県内企業振興のため企業の新設や拡張などのサポートが必要となっている。

一方、各市町村にも工業適地の範囲内で空き地が増えており、工業団地の企業誘致状況等、県で一元管理しデータベース化をはかることにより総合的な企業誘致への取り組みが必要となっている。

また、国内外に流出した企業の理由分析を行い、埼玉県内の企業流出を防止するための情報収集と情報提供の対応策が重要な施策となっている。

今後の企業誘致を他県に先駆けて進めるには、税制面や緑地設置基準の見直し等、環境規制緩和を含めた埼玉県独自のメリットをアピールできるPRを積極的に行い企業誘致の状況を国内外の企業へ発信する施策が必要となっている。

2．コミュニティ・ビジネス設立に向けて育成支援事業の早期確立をはかること。

要請の根拠

グローバル経済の進行により、企業リストラ等で雇用環境が悪化する中、地域密着型の新しい仕事と働き方を提供する「コミュニティ・ビジネス」が地域社会に広がってきている。群馬県では「コミュニティ・ビジネス創業支援事業」が行なわれており、他の県や市においてもコミュニティ・ビジネス支援に向けての取り組みが進められている。

埼玉県「企業化・ベンチャー企業育成プロジェクト」では、今後の施策展開として、多様な主体による創業への支援において「コミュニティ・ビジネス」の取り組みを展開することとなっているが、具体的な支援策がない。

少子・高齢社会において埼玉県でも、2007年から団塊の世代の約40万人が退職時期を迎え、今までの会社中心の生活から地域社会における経済

活動に、如何にかかわりを持つかが喫緊の課題となっている。

高齢社会における地域社会を支える仕組みとともに、就職支援としてのニート対策や子育て中の女性の職場拡大として「コミュニティ・ビジネス」の設立が求められている。

．雇用労働政策

1．フリーターの削減に向け重要な役割を持つ、キャリアアドバイザー増員のために養成研修の強化・拡充を早急を実施すること。また、アドバイザーには長年の職業経験を有する企業出身者を登用すること。

要請の根拠

社会的な現象としてフリーターの増加に歯止めが掛けられない状況の中、埼玉県若年者の完全失業率は、8.0%と高い水準にある。特に高卒者のフリーター率は全国1位であり、将来の社会保障システムを維持する上でも就職支援は重要と言える。ハローワーク川越では、真正面から親身になって相談に乗るアドバイザーを専従配置し、時間をかけた一対一の対応が効果を上げており、144人に対して95%の就職率を達成した。

県においても、自前及び民間機関で養成したアドバイザーを活用してはいるものの、実数は67名程度であり、養成研修を強化・拡充し、早急の増員が必要である。また、アドバイザーには様々な経験やスキルが必要であり、長年の職業経験を有する企業出身者(定年退職者)を登用し、就職相談窓口へ配置することで、的確なアドバイス等が受けられ就職支援に効果的である。

2．障害者授産施設自立支援として、商品の販売ルート拡充及びシステム化をはかるとともに、ニーズに応じた商品企画提供を行うこと。

要請の根拠

障害者の就労意識は高く「雇用の場」は重要な社会的自立支援となっており、「ジョブコーチ」や「トライアル雇用」は一定の成果を上げてはいるものの、法定雇用率がクリア出来ないのも否めない状況であり、授産施設での雇用形態が多いのが現状である。

授産施設での商品は、行政機関を中心とした販売ルートや場所がほとんどであり、売り上げを伸ばすことが就労意欲向上につながり施設運営面からも重要であることから、商品を集約して販売する店舗の増設や、地域や企業などが率先して商品を定量・定常的に購入できるシステム作りが必要である。

また、施設では野菜から日用品や工芸品など幅広い商品を手がけているが、売れる商品を作ることも重要であり、消費者ニーズに応じた商品企画提供を

行い、売り上げ向上に結びつける必要がある。

・福祉・社会保障政策

1. 各市町村が遅滞なく新介護保険制度に移行し、充実した制度運営ができるよう、県として各市町村及び介護事業者に対する積極的な対策を講ずること。
 - (1) 新制度移行に向けた各市町村及び事業者に対する説明会・研修会を実施すること。
 - (2) 「地域包括支援センター運営協議会」構成委員として、利用者・被保険者の代表も参加させるよう働きかけること。
 - (3) 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保」に関する実態の把握と事業者に対する教育・セミナーなどを実施すること。

要請の根拠

- (1) 予防重視型システム（予防介護）への転換、地域密着型サービス（地域特性に応じた多様で柔軟なサービス）を実施する「新介護保険制度」が平成18年4月から施行されるが、包括支援センターの体制が整わない市町村においては「平成19年度末までの2年間の間で、条例で定める日から施行することができる」となっている。

新介護保険制度への移行・運用（実施時期・内容、介護サービス事業者の質の向上など）が、埼玉県内各市町村において平成18年4月からの確になされるよう、県としての積極的な対応が求められる。
- (2) 地域包括支援センターの設置・運営にあたっては、中立性の確保や人材確保支援の観点から、自治体、サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者代表などで構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされた。

「運営協議会」の設置と、その構成委員に利用者・被保険者の代表として各市町村・地域の勤労者代表も必ず入れるよう周知することが求められる。
- (3) 訪問介護などを営む事業者が増加しているが、事業特有の勤務実態や事業開始間もない事業場も多いこともあって、賃金・労働時間などに関する理解（労働基準法などの法令）が十分でない実態から、厚生労働省労働基準局から『訪問介護労働者の法定労働条件の確保について』の通達がなされている（平成16年8月27日）。

埼玉県においても、実態を把握するとともに、各市町村（委託含む）および訪問介護事業場に対する、教育・セミナーなどによる周知徹底が

必要である。

2. 小児科救急医療体制強化の一環として、小児救急分野「認定看護師」の積極的な育成と活用をはかること。

要請の根拠

小児科医不足により、小児科救急医療体制が十分でない地域もあるため県は、普段から小児患者を診ている内科医師などの研修を実施し、休日夜間診療所での小児救急患者の診療体制の強化・充実に取り組んでいるものの、依然として小児科専門医師の不足は否めない状況である。

小児科医院および小児科専門医師の拡充が求められるが、早急には困難と思われることから、専門知識と経験を有する「小児救急認定看護師」の積極的な育成と活用に向けた取り組みが求められる。

環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. CO2削減に向けて、再資源化の強化について全県あがりの取り組みと、市町村行政へ指導の徹底をはかるため、以下の施策を講ずること。

- (1) 再資源化の強化をはかるためエコモデル市町村を設定し、彩の国リサイクルデータバンクを活用した県民参加型の取り組みを展開すること。
- (2) ごみ処理広域化を促進し、焼却効率の改善でCO2の発生を削減すること。
- (3) 京都議定書のCO2削減に向けて、公共施設の冷暖房効率改善および生ごみ処理機の普及など年間を通じた取り組みをはかること。

特に、生ごみ処理機については各市町村において補助金制度が異なっており、県内の統一した補助制度を構築すること。

要請の根拠

- (1) 一般ごみは焼却処分されるものが多く、CO2削減には焼却量の削減が効果的である。

平成14年度県内90市町村の調査結果ではリサイクル系が相対的に低く、「資源回収業者に推奨金等を交付している」23件(26%)、「廃棄物減量化のための指導員を配置している」39件(43%)、「粗大ごみ等の修理・販売(譲渡)および交換情報の提供」46件(51%)、「減量化・再資源化のために市民を加えた組織を設置している」54件(60%)となっている。

「彩の国リサイクルデータバンク」を活用し、焼却量の削減に取り

組むとともに、環境にやさしいエコ商品・再生品・リサイクル品などを推奨するエコ生活モデル市町村を設定し、消費者（県民）に啓蒙活動と意識改革には県の指導が必要である。

- (2) 焼却の効率化として市町村も広域処理を実施（平成10年埼玉県ごみ処理広域化計画）している。各焼却炉の最適処理能力による稼働でエネルギー効率の改善にも期待できるため、県内焼却施設全体の稼働状況を把握し広域化のメリットを最大限に発揮することでCO₂の削減が期待できる。
- (3) 連合ではエコライフ21運動を実施しており、働き方の見直し・生活の見直しも視野に入れて取り組みを展開している。2008年からの京都議定書の遂行と2007年の評価・見直しに向けてサマータイムの導入やクールビズなど夏場に限らず冬場の施策を強化し、年間を通じた取り組みが必要である。公共施設のデュアル硝子化など冷暖房効率の改善と一般家庭での生ごみ処理機・コンポストおよび分別ストッカーなど地域活動の強化が求められている。

2. CO₂削減のために、光合成の効率の良い広葉樹の植林を推進すること。

要請の根拠

常緑樹（針葉樹）よりも落葉樹（広葉樹）は年間を通じた光合成の数値が高いとした研究結果もあり、CO₂削減に寄与するとともに、落ち葉が雑草の抑制効果や雨水の保水効果を高め、結果として自然環境保護や防災対策となる。

また、紅葉樹林を芸術的に植樹し景観を改善することで観光開発および遊歩道・登山道を整備することは県民の健康増進にも役立つ。

加えて、スギ・ヒノキの県産木材の利用促進とあわせた広葉樹への転換により、花粉症対策にもつながる。

3. アスベストによる健康被害に県民が不安を抱かぬよう対策を講ずること。

- (1) 公共性のある場所の使用状況を調査し情報を開示すること。
- (2) 製品の情報開示とあわせて、解体工事時近隣への情報の周知徹底と廃棄場所および処理方法についても情報開示すること。
- (3) アスベスト被害拡大防止にむけて、対策の検討および研究する機関などを設置すること。
- (4) 行政による定期健康診断・健康相談にアスベストに特化した検診を受診できる制度を早急に整えること。

要請の根拠

連合埼玉では過去2年間アスベストに関する要請を行ってきた。埼玉県では28年前に労働基準監督署がアスベストによる健康への影響を指摘している。また、県議会においても平成5年3月25日「アスベスト規制法に関する請願」が主旨採択されている。

昨年の県回答からもこの問題は多岐にわたる部局の対応となっており、県庁内に限らず県内各級組織・団体の横断的な対応が必要である。県民・企業と関係組織・団体が情報を共有し、アスベスト対策全般を検討する専門機関の設置が求められている。

特に人命に関わる内容であり、法令の有無に関わらず地方行政の先駆的な取り組みが期待されている。

4. ヒートアイランド現象防止に向けた検討委員会を発足し、環境保全と安全・安心なまちづくりに取り組むこと。

要請の根拠

東京都練馬区では、汐留の開発により気流に変化をきたしヒートアイランド現象が顕著に現れた調査結果があり、積乱雲の発生により局地的な集中豪雨から雨水排水処理能力を超え滯水する事例もある。埼玉県は雷雨の発生も多く、建築物の高層化などによる県内全域のヒートアイランド現象を防止するために、気象学者・専門家等を含めた防止検討委員会などの設置が求められている。

5. 県内および近隣都県の大規模自然災害時に迅速な対応が可能となるよう、埼玉県防災ボランティアへ登録している団体への災害派遣従事者証明書および通行許可証などの発行に関するシステムを構築すること。

要請の根拠

新潟中越地震の教訓では、災害派遣従事者証明書・通行許可証などの発行手続きが複雑であり、速やかな救援・支援活動が行なえなかった。

阪神淡路大震災以降、民間のボランティア団体は被災地での活動について各団体間の協定や協力体制を構築してきた。特にボランティアセンターの立ち上げは被災地近隣からボランティア派遣が必要であり、迅速な対応が求められている。

6. 地産地消を推進するとともに残渣の活用による資源循環型社会を確立すること。

要請の根拠

県農産物の県内自給の拡大と県内地域の特徴を活かした農業施策により、

地産地消を推進し、残渣の資源循環型社会を確立することで、生ごみの資源化利用を推進する必要がある。

・教育政策

1. 「さわやか相談員」を公立中学校全校に配置すること。

要請の根拠

平成16年度の埼玉県公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で1,370人（前年度比59人減）、中学校で5,816人（前年度比183人減）と前年度に引き続き減少しているものの、依然深刻な状況にある。

文部科学省の「学校基本調査」においては、「不登校児童生徒」を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義している。結果として、年間30日未満欠席者や保健室登校等で出席扱いになっている者は統計には含まれておらず、不登校児童生徒数は減少しているとは言え、学習の遅れや進路の問題、そして家族の精神的な負担を考えると極めて憂慮すべき状況である。

また、個々の児童生徒が不登校となる背後にある要因や直接的なきっかけは様々であり、また、不登校の状態が継続している間にもその要因や背景が時間の経過と共に変化する、本人にもはっきりとした理由がわからない場合が少なくない等、不登校の要因や背景は一つに特定できないことも多い。

このような不登校の要因・背景等の多様化、複雑化に対応するためには、家庭・学校・地域の連携強化はもとより、幼稚園・保育所・小学校間、小・中学校間、中・高等学校間等の連携を重視して、個々の児童生徒が抱える課題に関する情報交換や対策の協議を日常的に行うなどして、不登校を生むことのない、一人一人の児童生徒が自己の存在感や自己実現の喜びを実感できる学校教育の実現に向けて日頃より連携をはかることが必要であり、日常的にきめ細かな対応を行うためにも、さわやか相談員の果たす役割は大きいと考える。

2. 学校施設の耐震化を円滑かつ計画的に推進するため、以下の施策を講ずること。

(1) 教育委員会をはじめ、財政・建設・防災部局等の行政関係者、建築構造や建築計画に係わる学識経験者、設計実務者、教職員等で構成する検

- 討委員会を設置し、耐震化推進計画の具体的な内容等の検討を行うこと。
- (2) 保護者や地域住民等への情報開示を積極的に行い、耐震化事業の重要性や緊急性について幅広い合意形成をはかること。
 - (3) 校舎や体育館などの施設を一体的に改修するには数年先になる見込みの学校については、体育館だけを前倒しして改修するなどの方針を加え、耐震化を推進すること。

要請の根拠

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活等の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。地震発生時においては、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することが重要である。

加えて、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、また、児童生徒のみならず地域住民の学習や交流の場ともなり、さらに、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことが求められる。

しかし、文部科学省が7月8日に公表した調査結果では、公立小中学校の耐震化率は全国平均51.8%に対し、埼玉県は45.8%と全国第30位であり、厳しい財政状況から学校施設の耐震化は進んでいない状況にある。

3. 外国人生徒の教育を受ける権利を確保するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 「外国人特別選抜」実施校の拡充と受験資格の緩和をはかること。
- (2) 外国語科のある全ての公立高校に外国人生徒定員枠を設けること。

要請の根拠

県内に居住する外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、平成16年度は小学校2,224人、中学校799人の合計3,023人(前年度比129人増)となっている。

外国人中学生のほとんどは、将来にわたり日本に居住する意向をもち、中学卒業後の進路は県内公立高校への進学を希望しているが、現実的には多くの外国人生徒が県内公立高校へ進学することが困難な状況である。

県教育委員会は、県内外国人生徒への対応として「外国人特別選抜」を実施し対応を行っているが、「外国人特別選抜」実施校は5校のみであり、多くの外国人生徒は「外国人特別選抜」実施校を受験したくても、身近に

実施校がないことや、実施校の定員に満たない場合でも不合格になることから、この選抜制度を十分に利用できないでいる。

また、「外国人特別選抜」の出願資格が「入国後の在日期間が3年以内の者」としており、3年を超える生徒には受験資格が与えられていない。日本に居住する期間が3年以上の生徒であっても、その多くは、日本語を使いこなすことが、まだまだ不十分であり、一般受験の場合でも国語や社会などの教科でどうしても不利な立場にあり、希望する高校へ進学できないケースが多数存在する。また、進学できない生徒たちの多くは就職せざるを得ないが、中学校卒業者の就職口は極めて限られており、外国人生徒への教育を受ける権利を確保するため、公立高校における受け入れ体制を拡充していくことが喫緊の課題となっている。

・男女平等・人権政策

1. 働く場における男女共同参画の推進と、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるために以下の施策を講ずること。

- (1) 企業における女性の活用に向けたポジティブ・アクションを促進すること。
- (2) 間接差別についての調査研究及び啓発を行うこと。

要請の根拠

男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題であり、社会の構成員の半数以上を占める雇用の分野では極めて重要な意味を持っている。

しかし、女性の働く場への参画は、性別による差別や、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が困難であること、能力を開発する機会が十分に確保されていないことなどの理由から進んでいない。

女性も男性も自らの能力を最大限に発揮し、未来を切り開く原動力となるためには、働く場における女性と男性の格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが不可欠であり、ポジティブ・アクションの推進は、重要な施策である。

ILO(国際労働機関)は、21世紀の世界的課題として「ディーセント・ワーク(Decent Work)」(自由・平等・安全・人間の尊厳という条件のもとで安心して働ける生産的な労働)の機会を女性と男性に確保することであると述べている。このような視点からも、働く場における男女共同参画の実現を通じて、男女双方にディーセント・ワークが確保されることが必要である。その一つとして、直接差別は禁止されているが、間接差別の

規定がないため、形を変えた巧妙な差別（間接差別）が広がっている。間接差別についてどのようなケースが差別となるのかなどを調査研究し、間接差別を無くすために普及啓発を行うことが必要である。

2. 仕事と子育てを両立させるため、放課後児童クラブの拡充をはかること。

- (1) 待機児童の解消及び大規模化抑制のため、放課後児童クラブの新設、または小学校の余裕教室など既存の公共施設を活用し、放課後児童クラブの複数設置をはかること。
- (2) 埼玉県内すべての放課後児童クラブが「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしているか調査を実施し、その結果を県民に情報開示すること。
- (3) 各放課後児童クラブにおける運営基準が「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしていない、および明確にされていない放課後児童クラブは、「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を積極的に活用し、運営基準を確立するよう実施主体の市町村に働きかけること。

要請の根拠

放課後児童クラブのニーズは年々高まっている。しかし、小学校に対する設置率は87.9%と放課後児童クラブのない地域・学校区もある。定員のあるところでは待機児童問題が生じ、一方、定員枠の無いところでは児童が100人を超えるところもあり、入所児童数の大規模化が問題となっている。

待機児童の解消及び大規模化を抑制するために、新設及び余裕教室など既存の公共施設を活用した放課後児童クラブの複数設置が求められている。

現行の法制度では事業の運営や施設等についての基準が明確にされておらず、そのため各市町村の運営判断に委ねられている部分も多く、質の向上に取り組む必要のある事業者が生じている状況にある。

「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を活用し、県内どの地域においても基準が満たされ、適切に各放課後児童クラブの運営が確立されることが望まれている。

3. 児童虐待防止に向け、以下の施策を講ずること。

- (1) 市町村の児童虐待に対する相談体制の整備状況を調査し、県民に情報開示するとともに、整備されていない市町村には早期に整備するよう働きかけること。
- (2) 児童相談に係る市町村職員への研修等を早期に実施すること。

要請の根拠

児童虐待相談は年々増加し、埼玉県では16年度1月末で1,750件となっており、前年に比べて24%も増加している。昨年は児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、平成17年4月からは、虐待を含めた児童相談の窓口が、市町村にまで拡大し強化された。

しかし、市町村では限られた職員数や専門家の有無などの課題もあり、児童虐待の相談や通報を受けてからのスムーズな対応が危惧されることから、相談体制を早期に整備することが望まれている。

市町村統一要請

．中小企業政策

1 ．「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立すること。

要請の根拠

個別中小企業では、大企業並みの福利厚生を整備することは大変難しいことから、国の助成制度を最大限活用した「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立し、中小企業で働く勤労者の福利厚生の充実をはかることが必要である。

．雇用労働政策

1 ．雇用対策の一環として雇用対策・就職支援窓口を設け、専門の相談員(雇用支援コーディネーター)を配置すること。

要請の根拠

失業率が5%前後と高止まりの中、将来の社会保障システムの維持や、行政の財源確保の観点からも雇用対策が重要であるが“埼玉県地域労使就職支援機構”の調査では、各市町村の労働行政施策の位置づけは低く、今後も90%が計画していない状況にある。一方、住民は市町村行政を一番身近な窓口と感じており、全ての相談をワンストップで解決できることを望んでいることが明らかになった。

住民が健全に生活するためや、税収面での財源確保からも定職に就くことは重要であり、市町村行政においても雇用対策が必要である。あわせて、職安法改正に伴い無料の職業紹介事業が可能となったことから、相談員(雇用支援コーディネーター)を配置した雇用対策・就職支援窓口を設置し、失業率を改善する必要がある。

．福祉・社会保障政策

1 ．各市町村が遅滞なく新介護保険制度に移行し、充実した制度運営ができるよう、以下の施策を講ずること。

- (1)「地域包括支援センター運営協議会」に、利用者・被保険者の代表を構成委員として参加させること。
- (2)「訪問介護労働者の法定労働条件の確保」に関する実態の把握と事業者に対する教育・セミナーなどを実施すること。

要請の根拠

予防重視型システム(予防介護)への転換、地域密着型サービス(地域特

性に応じた多様で柔軟なサービス)を実施する「新介護保険制度」が平成18年4月から施行されるが、包括支援センターの体制が整わない市町村においては「平成19年度末までの2年間の間で、条例で定める日から施行することができる」とされているが、新介護保険制度への移行・運用(実施時期・内容、介護サービス事業者の質の向上など)が、埼玉県内各市町村において平成18年4月からの確になされるよう、積極的な対応が求められる。

地域包括支援センターの設置・運営にあたっては、中立性の確保や人材確保支援の観点から、自治体、サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者代表などで構成する「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされており、「運営協議会」に、利用者・被保険者の代表として各市町村・地域の勤労者代表を構成委員とすることは、利用者本位の介護保険制度を構築するために必要である。

一方、訪問介護などを営む事業者が増加しているが、事業特有の勤務実態や事業開始間もない事業場も多いこともあって、賃金・労働時間などに関する理解(労働基準法などの法令)が十分でない実態から、厚生労働省労働基準局から『訪問介護労働者の法定労働条件の確保について』の通達(平成16年8月27日)がなされており、訪問介護労働者の法定労働条件の確保の観点から、その実態を把握するとともに、訪問介護事業場に対する教育・セミナーなどによる周知徹底が必要である。

環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. CO2削減に向けて、再資源化の強化をはかるとともに、全県あがでの取り組みとするため、以下の施策を講ずること。

- (1) 再資源化の強化をはかるため、彩の国リサイクルデータバンクを活用した市民参加型の取り組みを展開すること。**
- (2) ごみ処理広域化を促進し、焼却効率の改善でCO2の発生を削減すること。**
- (3) 京都議定書のCO2削減に向けて、公共施設の冷暖房効率改善および生ごみ処理機の普及など年間を通じた取り組みをはかること。**
特に生ごみ処理機については各市町村において補助金制度が異なっており、県内の統一した補助制度を構築すること。

要請の根拠

- (1) 一般ごみは焼却処分されるものが多く、CO2削減には焼却量の削減が効果的である。

平成14年度県内90市町村の調査結果ではリサイクル系が相対的に低く、資源回収業者に推奨金等を交付している23件(26%)、廃棄物減量化のための指導員を配置している39件(43%)、粗大ごみ等の修理・販売(譲渡)および交換情報の提供46件(51%)、減量化・再資源化のために市民を加えた組織を設置している54件(60%)となっている。

「彩の国リサイクルデータバンク」を活用し、焼却量の削減に取り組むとともに、環境にやさしいエコ商品・再生品・リサイクル品などを推奨するエコ生活モデル市町村を設定し、消費者(県民)に啓蒙活動と意識改革には県の指導が必要である。

- (2) 焼却の効率化として市町村も広域処理を実施(平成10年埼玉県ごみ処理広域化計画)している。各焼却炉の最適処理能力による稼働でエネルギー効率の改善にも期待できるため、県内焼却施設全体の稼働状況を把握し広域化のメリットを最大限に発揮することでCO₂の削減が期待できる。
- (3) 連合ではエコライフ21運動を実施しており、働き方の見直し・生活の見直しも視野に入れて取り組みを展開している。2008年からの京都議定書の遂行と2007年の評価・見直しに向けてサマータイムの導入やクールビズなど夏場に限らず冬場の施策を強化し、年間を通じた取り組みが必要である。公共施設のデュアル硝子化など冷暖房効率の改善と一般家庭での生ごみ処理機・コンポストおよび分別ストッカーなど地域活動の強化が求められている。

2. CO₂削減のために、光合成の効率の良い広葉樹の植林を推進すること。

要請の根拠

常緑樹(針葉樹)よりも落葉樹(広葉樹)は年間を通じた光合成の数値が高いとした研究結果もあり、CO₂削減に寄与するとともに、落ち葉が雑草の抑制効果や雨水の保水効果を高め、結果として自然環境保護や防災対策となる。

また、紅葉樹林を芸術的に植樹し景観を改善することで観光開発および遊歩道・登山道を整備することは県民の健康増進にも役立つ。

加えて、スギ・ヒノキの県産木材の利用促進とあわせた広葉樹への転換により、花粉症対策にもつながる。

3. 地産地消を推進するとともに残渣の活用による資源循環型社会を確立すること。

要請の根拠

県農産物の県内自給の拡大と県内地域の特徴を活かした農業施策により、地産地消を推進し、残渣の資源循環型社会を確立することで、生ごみの資源化利用を推進する必要がある。

．教育政策

- 1．学校施設の耐震化を円滑かつ計画的に推進するため、以下の施策を講ずること。
 - (1) 教育委員会をはじめ、財政・建設・防災部局等の行政関係者、建築構造や建築計画に係わる学識経験者、設計実務者、教職員等で構成する検討委員会を設置し、耐震化推進計画の具体的な内容等の検討を行うこと。
 - (2) 保護者や地域住民等への情報開示を積極的に行い、耐震化事業の重要性や緊急性について幅広い合意形成をはかること。
 - (3) 校舎や体育館などの施設を一体的に改修するには数年先になる見込みの学校については、体育館だけを前倒しして改修するなどの方針を加え、耐震化を推進すること。

要請の根拠

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活等の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。地震発生時には、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することが重要である。

加えて、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、また、児童生徒のみならず地域住民の学習や交流の場ともなり、さらに、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことが求められる。

しかし、文部科学省が7月8日に公表した調査結果では、公立小中学校の耐震化率は全国平均51.8%に対し、埼玉県は45.8%と全国第30位であり、厳しい財政状況から学校施設の耐震化は進んでいない状況にある。

．男女平等・人権政策

- 1．仕事と子育てを両立させるため、放課後児童クラブの拡充をはかること。
 - (1) 待機児童の解消及び大規模化抑制のため、放課後児童クラブの新設、

または小学校の余裕教室など既存の公共施設を活用し、放課後児童クラブの複数設置をはかること。

- (2) すべての放課後児童クラブが「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしているか調査を実施し、その結果を市民に情報開示すること。
- (3) 各放課後児童クラブにおける運営基準が「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を満たしていない、および明確にされていない放課後児童クラブは、「埼玉放課後児童クラブ運営基準」を積極的に活用し、運営基準を確立すること。

要請の根拠

放課後児童クラブのニーズは年々高まっている。しかし、小学校に対する設置率は87.9%と放課後児童クラブのない地域・学校区もある。定員のあるところでは待機児童問題が生じ、一方、定員枠の無いところでは児童が100人を超えるところもあり、入所児童数の大規模化が問題となっている。

待機児童の解消及び大規模化を抑制するために、新設及び余裕教室など既存の公共施設を活用した放課後児童クラブの複数設置が求められている。

現行の法制度では事業の運営や施設等についての基準が明確にされておらず、そのため各市町村の運営判断に委ねられている部分も多く、質の向上に取り組む必要のある事業者が生じている状況にある。

「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を活用し、県内どの地域においても基準が満たされ、適切に各放課後児童クラブの運営が確立されることが望まれている。

2. 児童虐待防止に向け、相談体制等の整備状況を情報開示するとともに、さらなる体制強化をはかること。

要請の根拠

児童虐待相談は年々増加し、埼玉県では16年度1月末で1,750件となっており、前年に比べて24%も増加している。昨年は児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、平成17年4月からは、虐待を含めた児童相談の窓口が、市町村にまで拡大された。

しかし、市町村では限られた職員数や専門家の有無などの課題もあり、児童虐待の相談や通報を受けてからのスムーズな対応が危惧されることから、相談体制を早期に整備し、さらに強化することが望まれている。